

土地貸借市場としての地主小作関係——友部仮説の検討——

斎藤 修

はじめに

日本の農家は、生産単位でもあれば消費単位でもある。少し前までは、農業だけではなく商工業の副業にも従事しているといった、多角的な生産活動を行っていた経済主体であった。徳川時代は、そのような農家が人口の八割をしめる小農社会であった。『前工業化期日本の農家経済』の著者友部謙一は、小農社会の全体像、その社会の基底にある農民の人間像を示してくれる概念図式としてのチャヤーノフ理論に魅了され、そこから導き出される理論命題を手がかりとして、日本の近世経済史におけるいくつかの問題

を説明しようとしたのであった。<sup>(1)</sup>

本書のサブタイトルには「主サマシニョクタイウ体均衡」という言葉があるが、それは、経済主体が労働に参加する構成員の限界効用と限界不効用とを主観的な秤にかけた上で意思決定をし、構成員全体の効用が最大になるようにすることをいう。この定義だけを読むと、ミクロ経済学教科書そのままであるが、スターリン時代に粛清された農業経済学者アレクサンドル・チャヤーノフはそれを資本主義以前の小農社会に適用し、その社会の基底にある農民の人間像をも提示したのであった。市場経済——この言葉もサブタイトルに登場する——が未発達であるがゆえに、農民が農民なりに合理的な

判断を下したり、それに則って制度づくりが行われたりしても、資本主義下とは異なった様相を呈することになったからである。<sup>(2)</sup>

忘れられた農業経済学者チャヤノフの学説が復活するきっかけとなったのは、一九六〇年代における英訳の出版、そして経済人類学者マーシャル・サーリンズによる再評価と理論化であった。<sup>(3)</sup>一九七〇年代に出版された彼の『石器時代の経済学』がヨーロッパ史研究に影響を与え、そこを経由して日本の学界にも再上陸をしたのである。友部の著作はこの流れのなかに位置づけることができよう。

友部が本書で行ったのは、市場がない社会の農家モデルを、市場経済化が進行しているけれども小農家族経済は維持されるタイプの農家モデルへ拡張し、それによって近世日本の小農社会を再解釈するということであつた。徳川農村では、①農家副業というかたちで市場向の生産が拡大しており、②地主小作関係というかたちで土地貸借市場が機能し始めていたと著者は主張する。そのような状況を明示的に考慮してもなお、チャヤノフ法則は貫徹していた、より踏み込んでいえば、小農家族経済において主体均衡が成立するためには土地貸借市場の存在が不可欠であつたと

いうのが、本書のメッセージである。ただ、小農社会における土地市場の展開は地主小作関係を「種々の関係性」がつきまとつた「温情的」<sup>パターナリスティック</sup>なものとし、「慣習経済として定着」させたというのも本書で強調されていることである。<sup>(4)</sup>

このうち、①はすでに多くのひとが指摘しており、エヴィデンスの積重ねもある。それゆえに、友部の言明はそれほど違和感なく受け容れられるのではないかと思う。しかし、②の主張はどうか。地主小作関係の蔓延が土地市場の拡がりと解釈できるという議論は、経済史家、農業史家の賛同をえられるであろうか。その解釈と整合的なエヴィデンスはあるのであろうか。

友部仮説はチャヤノフ法則にかんする結果の解釈として提示され、仮説の検証自体は試みられていない。筆者は、友部仮説は基本的に成立つと考えている。けれども、それを実証的に裏づけることが非常に難しいことも事実である。そこで本稿では、この地主小作関係にかんする仮説に絞つて少しく検討してみた。以下、第一章で友部仮説を紹介・提示し、第二章ではそれを直接に検証できる唯一ともいえる摂津国花熊村の事例を詳細に検討する。第三、第四章では、「種々の関係性」がつきまとつた取引としての土

地貸借を―わずか二、三の個別事例研究からではあるが―家族経済、コミュニティおよび親族関係との関連においてみる。最後の第五章でこれら検討結果を要約し、近代への展望と含意を探る。

## 一 友部仮説

サーリンスがチャヤノフ理論から導き出した命題には、農家世帯内の消費者と労働従事者の比率 ( $C/W$ ) はその消費者当りの収穫高 ( $P/C$ ) と逆相関し、労働従事者一人当りの収穫高 ( $P/W$ ) と正の相関をするというものがある。これは、生産単位であると同時に消費単位でもある農家経済では、生産の規模は家の消費ニーズの変化によって影響されるということを意味する。具体的には、消費者と労働従事者の比率が家族周期の段階を反映していて、子どもがまだ小さく働き手が少ない段階では、一人がより多くの収穫をあげなければ生活が維持できないという事情を表現している。

この法則は、通常は農家の働き手の労働強度が高まるというように解釈される。世帯内の消費ニーズが高まると耕地を増やし、一人当りの労働時間も長くなるということではある。

ある。チャヤノフがこのように考えたのは、古きロシアには、豊富な土地とそれを反映した農村共同体の定期土地割替という慣行があったからといわれる。しかし、土地が稀少となると、このようなチャヤノフ法則は成立しなくなるのではないか、サーリンスがみていた「未開」社会や、ユーラシア大陸の両端でも中世社会ならばいざしらず、人口と土地の関係が大きく変わった近世以降となればチャヤノフ法則は他の要因の効果にかき消されてしまったのではないか、と考えられよう。<sup>5)</sup>しかし友部は、徳川農村のデータを涉猟し、宗門改帳や種々の書上帳類から得られるデータを統計的に分析することによって、 $C/W$ と $P/W$ の相関関係は成立していたことを見出した。<sup>6)</sup>もっとも、徳川農村のデータから世帯ごとの収穫高 ( $P$  値) を知ることはできないので、多くのケースでは  $P$  値を持高で代替させて計算が行われている。しかし、丹波国大山宮村の資料からは持高の他に「作畝」(経営耕作面積) が明らかにになるので、 $P$  値を作畝に置き換えると、統計的に有意ではなかった相関が有意な正の相関に変わることが見出されるのである。これは、農家が家族労働力の状況をみて小作地を借入れるかどうかを決定していた、すなわち借地需要は世帯の  $C/W$

によって決まっていたことを意味すると解釈することができる。<sup>(7)</sup>

チャヤノフ理論におけるC/WとP/Wの相関が含意しているのは、それが小農層の分化と分解を抑止するということである。C/Wが上昇して家計に負担がかかっても、耕地を増やし、働けるものがより長く働くことにより、収穫量を増やして貧困に陥ることを避けることができるからである。友部は、羽前国桜林村の事例から、この格差拡大の緩和効果がみられたことをも示す。不平等の指標であるジニ係数は、経営面積の場合のほうが所有面積の場合よりも常に小さく保たれていた。しかも、村外の地主がもつ割合はこの間に大きく低下をした。持高所有の不平等は拡大しても、経営耕作面積の格差はそれほど拡がらず、土地貸借は村内に限定される傾向が生じていたのである。<sup>(8)</sup>

以上の発見事実を敷衍していえば、土地が稀少になっても、土地貸借の市場が登場すれば、農家はニーズの変化に見合った耕作面積の増減を土地市場を通じて行うことができるようになったからだということであろう。P値の増加への対応としては、「労働強度の上昇よりもむしろ借地市場を媒介とした経営耕地面積の変化が重要になる」。別な

いい方をすれば、「小作世帯は土地の貸借を通じて、世帯内労働力や消費力に応じて、経営耕作地の大きさを変化させていた。土地という財の性格と世帯ライフサイクルを考えれば、売買形態ではなく、むしろ賃貸形態の方が貸す側、借りる側双方に好都合でもあった」ということである。<sup>(9)</sup>

これは、これまでの経済史では地主制と呼ばれてきた地主小作関係の拡がりとその機能にたいして、異なった角度から異なった解釈を提示したということに他ならない。かつての地主制史研究は地主の経営を問題にし、地主小作関係を主として経済外的な力が働く場として解釈してきた。それにといて本書の分析上の特色は、小作および自作の経営に焦点を当てたところにあるとよいであろう。本書によって、地主小作関係といわれてきた現象の多くは、農家の家族周期において発生する土地への需要と供給とを媒介する土地貸借市場が機能したことの結果であるという仮説が提示されたのである。

## 二 土地貸借市場

この友部仮説は、従来の地主小作関係史像を覆すものであるだけに、魅力的である。ただ、それは小作および自小

作の経営実態を明らかにした結果なのではない。友部がその仮説をC/WとP/Wの相関結果の解釈というかたちで提示したこと自体、小作や自小作の経営がわかるデータは簡単には得られないということを物語っている。もつとも、借りる側の経営実態を知るのは難しいであろうが、土地貸借それ自体については多少なりともわかる資料はあるかもしれない。いいかえれば、土地貸借市場の存在証明はできないことではないかもしれない。

友部は本書の序章のなかで、土地市場成立の要件として、

- 一、「取引の目的が明確」であること、
- 二、「交渉相手を選択できる」こと、
- 三、「それなりの頻度をもちスムーズな取引が可能」になること

をあげている。本書の構成はこの基準に照らしての検証というかたちをとっていないのであるが、世帯のライフサイクルに規定された土地の賃貸需要があるという、本書での観察結果は、第一要件と第三要件の一部は成立していたという解釈を可能にさせる発見といつてよい。とくに、土地取引には「それなりの頻度」があった可能性を強く示唆する結果であった。

ただ、繰り返すならば、これら要件にかかわる実証的な検討が本書中でなされているわけではない。<sup>(1)</sup>とくに第二の要件、小作人は交渉相手を「選択」できたのかという点にかんしてはまったく検討がなされていないことが気になる。以下、かぎられた資料によってではあるが、この問題について筆者なりの検討を加えたい。

#### (1) 一九三〇年代の地主小作関係

これまでの地主小作関係の研究は、残された資料がほとんどすべての場合に地主文書という制約から、地主の側からの考察であった。そのため、小作人が貸手を選択できたか、複数の地主と賃貸契約を結ぶことはあったのかという問題提起が、近世史家によってなされたことはなかった。

しかし、ずっとのちの時代であれば—それほど頻繁に参照されてきたエヴィデンスではないかもしれないが—小作人の貸手選択の可能性の有無について検討するための材料は存在する。それは、一九三七年に協調会が行った千戸の農家の調査である。その結果は『全国一千農家の経済近況調査』として公開されたが、その調査報告書には含まれなかった、小作人が借入れている地主の数にかんする情報が、

別途、雑誌論文として公表されている。<sup>(12)</sup>この宮本論文をみると、少なくとも両大戦間の時代においては、小作人が相対する地主はけっして一人ではなく、複数人であることが一般的であった。北海道を除いて計算すると、その平均人数は三〜四人であった。より正確に言えば、算術平均四・〇人、最頻値<sup>モッド</sup>三人である。また、一人地主の小作人割合でみても七％にすぎなかった。いうまでもなく、内地においても地域差は存在する。伝統的に先進地帯といわれてきた西日本をとると、それぞれ四・四人と四人、三％、そのうち近畿地方のみでは四・四人と六人、三％であった。最先進地域では、契約している地主数は四人から六人が普通で、一人地主の小作人は例外的となっていたのである。<sup>(13)</sup>

これまでの研究史が創り上げてきた地主小作関係のイメージは、交渉力において圧倒的に不利な小作人というものであった。その非対称的な関係の根源にあるのが経済外的な強制力なのか、あるいはパトロン・クライアントと称されるような社会関係なのかは議論のあるところであるが、地主と小作人の関係自体については一対多の関係とみなされてきたように思う。小作人は耕作する土地のほとんどを一人の地主から借入れ、その関係は長期間、ときには親子

代々にわたっており、安定的である。資金を貯めての買戻しは不可能ではないものの、地主選択の余地はないような関係であったと考えられてきた。実際、協調会データからは、契約をしている地主数が少なくなるにしたがって、一人地主から借入れている耕地面積は大となる傾向が読みとれる。たとえば、地主数が四人であれば借入地中の最大面積は四・七反、最小面積は一・二反、地主数が二人のときは五・七反と二・八反であるが、一人地主の場合には一一・五反に達した。<sup>(14)</sup>しかし、これも協調会の調査が示すことであるが、小作人が四人前後の地主から借入れているのが一般的であったとすると、小作人にも貸手を選択する余地があったと解釈可能といってもよいであろう。

もっともこれは、友部が小作人の側の交渉力が強まったというところの第一次世界大戦後の状況である。ここにみられるパターンをそのまま、幕末維新の時代にまで外挿するのはよくないかもしれない。徳川時代の状況を明らかにできる資料はないのであろうか。

## (2) 幕末維新期の地主小作関係―摂津国花熊村

研究史的にみて、友部仮説にもっとも近い結論に達して

いたのは新保博である。彼の、西摂津菜種作地帯という当時の最先進地域における村方文書を駆使した研究は、近世の土地市場という論点についても興味深い手がかりを与えてくれる<sup>15)</sup>。新保は、農民層の分化が市場志向の大経営を生み出したか否か、当時の用語法でいえば家族労働経営の規模をこえる「富農的経営」を生み出したか否かという観点から、摂津国八部郡花熊村の資料を精査した。土地所有という点では分化が着実に進行していたが、富農的経営は成立せず、耕作規模でいえば五〇石の、家族労働力に依存する小経営への収斂の傾向―近代農村史の用語でいえば「中農標準化」―がみられるというのが新保の下した結論であった<sup>16)</sup>。

現象としていえば、それは「持高と経営規模の乖離」が顕著になったということである。新保はその現象を立入って検討する必要があると考え、免割済帳に注目した。そこに「ある農民の納めるべき年貢の一部が他の農民によって納入されているケース」が見出されたことから、そのようなケースの大部分は小作関係のゆえと仮定して分析を進める。すなわち、実際に村役人のもとへ貢租米を納入した農民が小作人とみなせるということである<sup>17)</sup>。新保は一八四

五（弘化二年、一八五七（安政四）年、一八七〇（明治三）年の三カ年について、貸手ごとに借手一人ひとりの納入状況がわかる表を作成した。残念ながら、地主・小作人間の賃貸契約という観点からの分析はなされておらず、それゆえにこれまで他の研究者もその表の意義を見逃してきたのではないかと思われるのであるが、よくみれば、そこから各農民が何人の地主から土地を借入っていたかを把握することができるのである。

表1はその新保の集計を要約したものである。一八四五年には半数以上、一八件中一〇人が一人地主である。他方、複数の地主と契約をしているものもあり、三人と取引をしている小作人が二名存在する。一八五七年、一八七〇年となると、一人地主の小作人の割合は若干高まった一方で（二・三件中八人）、五人の地主と契約する小作人まで現れたことがわかる。ここから四半世紀間の変化を議論できなくもないが、本稿の興味はより長期の傾向にあるので、単純に三カ年をプールして平均をとると、幕末維新期の小作人は一人当り一・五人の土地所有者から借受けをし、一人地主の割合は五九%であったことになる。なお、この免割済帳による分析は村民同士の土地貸借しか復元できない点

表1 土地を借入れている地主数別の小作人数：摂津国花熊村、1845-70年

地主数	小作人数			
	1845年	1857年	1870年	計
1	10	8	8	26
2	5	3	2	10
3	2	1	2	5
4	0	0	0	0
5	0	1	1	2
不明	1	—	—	1
計	18	13	13	44

資料：新保博『封建的小農民の分解過程—近世西摂津菜種作地帯を中心に—』（新生社、1967年）、210、211、215頁。

には注意が必要である。出作があれば、その分だけ一人の借手が借受けている貸手の数は過少に評価されるからである。もつとも、新保は出作地は総耕地面積の一割前後と推測し、その程度であれば考慮の外においても許されるのではないかと述べている。たしかに貸手や借手の持高分布などは影響を受けないであろうが、小作人が借入れている地主数の値は若干低目にでている可能性があることは念頭にに入れておきたい<sup>(18)</sup>。

これを一九三七年の協調会データと比較したのが表2である。幕末維新期には、小作人が土地借入れをしている地

表2 小作人が土地を借入れている平均地主数：1845-70年と1937年

	1845-70年	1937年	
	摂津国花熊村	全国(除北海道)	近畿地方
地主数：算術平均(人)	1.5	4.0	4.4
最頻値(人)	1	3	6
一人地主の小作人割合(%)	59	7	3

資料：表1 および宮本倫彦「小作人は幾人の地主から耕地を借入れているか」(『社会政策時報』第225号、1939年)、148頁。

主の数も一人地主の割合も両大戦間の時代とは格段に低いレベルにあったことがわかる。この差は、右に述べた過少推計の可能性を考慮に入れてもなお、歴然としている。複数の地主からの借入が一般化したのは明治になってからなのである。明治以降の小作地率増大は村外地主の増加傾向を伴い、それゆえに小作人一人当りの平均地主数が増加したのである。そこには、地租改正による所有権の確立と村請制の廃止等の制度改革が重要な契機としてあったにちがいない。

しかし、水準差はあったとしても、土地貸借関係にある小作人の四割はすでに複数地主との契約であったという事実は無視できない。また、新保が作成した表は情報量が豊



徳左衛門 (2.601)	伊右衛門 (2.414)	新兵衛 (2.116)	儀右衛門 (0.670)	与次兵衛 (0.608)	定右衛門 (0.360)	藤次郎 (無高か)	忠右衛門 (無高か)	仁兵衛 (無高か)	不明	計
				×		×				5
×		×								3
	×									1
				×					×	3
			×							2
			×							1
							×			1
					×					1
×		×			×					3
										1
										1
								×		2
										1
										1
2	1	2	2	2	2	1	1	1	1	27

富で、もっと詳しい分析が可能である。たとえば一八四五  
年について、貸手として登場するものと借手として登場す  
るものとをマトリクスのかたちで表現してみよう。それぞ  
れ持高がわかっているのので、貸手も借手も持高の多い順に  
並べることとする。それが表3である。

この表から新たにわかるのは、とくに大規模土地所有者  
とはいえない貸手が少なからず存在するということである。  
貸手のトップには二〇石をこえる持高の五右衛門家があっ  
て、さらに一〇石台のものが数名いるけれども、持高一〇  
石未満の地主のほうが数では多い（一八件中一〇人）。他方、  
小作人のすべてが零細土地所有者ないしは無高というわけ  
でないことも注意を惹く。持高五石以上の借手が三人みら  
れ、しかもそのなかでもっとも持高の多い農民は、貸手側  
にも顔を出していることが判明する。

これは興味深い事実である。すでに新保が指摘している  
ように、無高および一石未満層が―線香稼や素麴稼といっ  
た農外稼得機会の多さのゆえにであろう―小作人としてほ  
とんど登場しない。また、小作人の顔ぶれは予想以上に流  
動的である。<sup>19)</sup> 実際、一八五七年表に登場する一三人の小作  
人のうち一二年前のリストに名前が載っていたのは五人、

表3 小作関係マトリクス：摂津国花熊村、1845年

貸主 (持高、石)	借主							
	*八左衛門 (7.690)	長兵衛 (5.205)	市左衛門 (5.094)	久左衛門 (4.858)	八兵衛 (4.692)	喜左衛門 (4.358)	利左衛門 (4.295)	茂左衛門 (3.332)
五右衛門 (20.750)		×	×		×			
五郎兵衛 (17.166)							×	
長左衛門 (13.242)								
弥右衛門 (12.689)								×
七兵衛 (11.342)								×
*八左衛門 (7.690)								
弥次右衛門 (6.710)								
清右衛門 (6.702)								
卯兵衛 (6.441)								
幸右衛門 (5.413)							×	
源右衛門 (3.539)							×	
安右衛門 (3.365)	×							
安兵衛 (3.291)						×		×
弥兵衛 (2.568)								
清左衛門 (0.875)				×				
計	1	1	1	1	1	1	3	3

資料：新保、前掲書、210頁。

一八七〇年表の一三人のうち一三年前のリストに載っていたのは四人であった。しかも、同じ貸手との関係を保っていた人数はさらに少なく、四人と二人であった。いいかえれば、小作人の大部分（七〇%から八五%）は、小作期間が一、二、三年未満であったということである。これらの事実と併せ考えると、中堅から小の部類の、しかし零細とはいえない農民世帯間でかなりの頻度で土地貸借が行われていたといえるであろう。

そこで、小作人は基本的に無高ないしは零細土地所有者で、耕作する土地のほとんどを一括して借入れていたという、これまでの通俗的想定がこの花熊村にどの程度当てはまるのかを検証しよう。表4は貸手の持高別にみたものである。二〇石をこえる持高の貸手は五右衛門家一戸のみで、イメージどおりの典型的な地主といえそうである。実際、その家の小作人は九割近くが一人地主で、表の当該欄を縦にみると、持高が多くない貸手ほど複数地主の借手が増えるということがわかる。しかし、同じ表の右欄、一件当りの借入面積の代理指標である平均貢納高をみると、二〇石地主の小作人でも他の場合より圧倒的に多いとはいえない。一件当りの貢納高がもつとも大きいのは、一人地主の割合

が一番少ない持高一〇石台の土地所有者からの借手の場合であって、二〇石地主である五右衛門家の小作人にも規模な土地賃借が少なからずあったことを窺わせる。<sup>(20)</sup>他方、小作人の側からみると(表5)、一人地主の場合と複数地主の場合とで借受面積に有意な違いはなかった。また、それぞれの場合における小作人の持高は三・六石と一・三石で、一人地主の小作人の場合に零細土地所有者が多いという想定とは逆の結果であった。<sup>(21)</sup>

以上の検討から、幕末維新期の花熊村においては一人地主の割合と小作人が土地を借入れている平均地主数とはたしかに低い水準にあったが、中小規模の持高をもつ農民間の土地賃借はかなり頻繁であったということが出来る。別ないい方をすれば、一人地主の小作人であっても譜代の耕作地のほとんどをその地主に依存していたような農民であったわけではなく、家族労働によって耕作できる上限に近いところまで経営を拡大するために借受けをしていたのであろう。たとえば、二〇石地主の五右衛門家小作人として一八四五年と五七年の双方に登場する長兵衛は、五石余の高持である。また、一八五七年と七〇年に登場する徳左衛門も同規模の中堅農家で、しかも一八四五年においては

二石余の持高しかなく、それゆえにであろうか、別の二人の土地所有者から貢納高にして二・五石と一石になる借受けを行っていた農民であった。これらを総合すると、この花熊村の地主小作関係は村内における活発な土地市場を反映したものともみることができよう。ここでは、必要なら複

表4 地主持高別にみた一人地主の小作人割合と一件当りの小作人貢納高：摂津国花熊村、1845-70年

地主持高(地主延数)	一人地主の小作人 件数割合(%)	一件当りの 平均貢納高(石)	件数
20石以上 (3)	86	1.64	14
10-19石 (10)	19	1.96	21
10石未満 (29)	28	1.19	36
計 (42)	37	1.51	71

資料：表1に同じ。

表5 土地を借入れている地主数別にみた小作人の特質：摂津国花熊村、1845-70年

	小作人平均持高(石) (延人数)	契約一件当りの平均貢納高(石) (延件数)
地主数1	3.57 (26)	1.51 (26)
地主数2+	1.31 (17)	1.52 (46)
計	2.68 (43)	1.51 (72)

資料：表1に同じ。

数の土地所有者から借受けることは可能であり、小作人による地主の変更も相対的に容易であったにちがいない。

### 三 家族経済

前章において、幕末維新期の花熊村では、土地の賃貸は相対的に小さな土地所有者間で行われており、家族労働によつて耕作できるところまで経営を拡大するとき、土地の借入が行われていた可能性を指摘した。もともと、その土地需要が家族周期の律動に深く規定されていたのかどうかを分析する手がかりは得られなかった。その点で興味深いのは、成松佐恵子が報告している陸奥国二本松藩領の安積郡下守屋村においてみられた一事例―喜四郎という村民の例である。<sup>(22)</sup> 彼は一六八五（貞享二年、一一石余の「上之百姓」）の次男として下守屋村に生まれた。彼も無高で分家をし、本家の兄より六石の借地をして生活をスタートさせたが、最終的には一二石持にまでなった。ここで注目したいのは、長男と長女が生まれた年にはそれぞれ借地を増やしたという事実である。喜四郎がどの時点で誰から借地をし、それをどのように持高へと換えていったかの全貌はわからない。また、それぞれの段階で耕作を担当できる人員が世

帯内に何人いたかもわからないが、少なくとも子供が誕生をして家族の消費人口が増えたときに新たに一片の耕地を借り増していったという事実は、友部が主張するように、耕地への需要がライフサイクルによって変化し、その需要は村内の土地貸借市場によって充足されるということが珍しくはなかったことを窺わせる。

次に、土地を供給する側の事情について考えよう。チャ―ノフ流に考えれば、耕地を拡大したい農家が労働強度を高めることを厭わない働き手のいる世帯であったとすれば、逆に耕地を供給する側は、そのような一人前の働き手に不足する農家であったであろう。そのような農家の典型は、破産などにより戸主が出奔してしまった家族や、戸主の死亡によつて家族周期の正常な律動から外れてしまった世帯かもしれない。

ここでは、まったく異なった種類の資料によつて、そのような場合に土地がどのように扱われたかをみよう。舞台は一七世紀後半の上総国長柄郡本小轡村である。<sup>(23)</sup>

本小轡村には一六七四（延宝二年）年に作成された一通の文書が残っている。半右衛門という村民の土地財産整理にかんして「惣百姓」が庄屋に差出した一札である。彼の家

は借金が倍々となり困窮したので、惣百姓が相談して、半右衛門は二、三年のあいだ「棟休め」とする。つまり一人前の百姓としての権利を停止させ、その所有地の半分を貸手に渡し、残り半分を惣百姓への「預」とする。預けられた土地は「入立て」、すなわち小作に出すこととし、その小作料を「利足のたし」にする。庄屋へは迷惑をかけない、という内容である。<sup>(24)</sup>惣百姓とは、庄屋とは区別される一体性をもった村人の集合を指す言葉であったそうなので、これはその構成員である農家が経済困難に陥ったときに、その財産管理をコミュニティで行ない、その一つの手段として小作ということがあったことを示している。当然、借手も惣百姓の構成員であったものと思われ、年数をかぎった比較的小規模な土地の貸借がムラの構成員間で発生したことになる。

同村の文書には、類似の内容をもつ、しかし別の村民にかかわる一札もある。一六八三（天和三）年に権四郎というものが、自身の不行跡もあって経営困難に陥ったとき、本人夫婦が奉公に出て稼ぐあいだ、田畑からの作徳は近隣の債権者への支払に充て、残りは親類が預かって小作に出す、という内容である。<sup>(26)</sup>この場合は惣百姓が関与したかど

うかはわからないが、親類の手で財産管理が行なわれた。この場合は当人が奉公に出たため耕作人がいなくなり、緊急避難的な土地賃借が行なわれたものと思われる。このように、徳川農村ではかなり早い時期から、自己破産となつたような場合の財産管理の一手段として小作に出すことがなされていたのである。

これら二例はいずれも、係争事件に発展したがゆえに文書一式が残されたケースであった。類似の、しかし係争文書ではなく宗門人別改帳から掘りおこされた事例としては、先に言及をした奥州下守屋村の研究中にもみられる。市三郎という三〇石以上の持高をもつ家の跡とりの場合である。彼にも「欠落癖」がみられ、結果として行方不明になってしまうのであるが、最初の欠落よりも前にすでに本新田合わせて六石余を四人の小作に出していた。これは本人の耕作能力欠如のゆえのことであったと思われる。<sup>(27)</sup>

しかし、高請地の耕作が困難となる理由にはいろいろ考えられる。個人の不行跡や出奔・欠落という特別なことはなくとも、世帯の耕作能力が不足する事態は生じうる。典型的には戸主や跡とりが死亡した場合である。そのときも手に余る土地をどうするかという問題が生ずるであろう。

筆者のこの点での事例渉獵はまったく不十分ではあるけれども、戸主や跡とりの死亡によって女性が相続をした場合には、その所有地が小作に出されることが少なくなかったのではないであろうか。たとえば成松が報告するもう一つの東北農村、同じ二本松藩の安達郡仁井田村では、一七二〇年に作高のない高持百姓が六人存在していた。いずれも五石から六石の中堅農家であったが、何らかの理由ですべてを貸出していたのである。六人のうち半数は女戸主であり、一人は後家で家族に男子がおらず、一人は家族がなく、本人が出稼中、もう一人は夫が出稼中の女房であった。これら三世帯を含め六世帯はいずれも数年から数十年後には絶家をしたので、家族経済的には苦境にあったものと想像される。<sup>(28)</sup>「女相続人」については大口勇次郎による検討があるが、彼の取上げた数十名のうち、少なくとも何例かは仁井田村の場合のように小作へ出すことによって働き手の欠乏を埋めていたにちがいない。<sup>(29)</sup>

一家の働き手が飢饉や疫病の犠牲となることが珍しくなかった時代には、件数でいえば、ライフサイクルの一局面で土地の貸手となる場合よりは、そのコースから外れてしまった世帯が土地貸借市場への供給者となることのほうが

多かったかもしれないのである。

#### 四 「種々の関係性」の網の目

前章でみた上総国本小轡村の二事例は、土地を小作に出すということにコミュニティが関わっていたという点でも注意を惹く。惣百姓あるいは血縁者が土地の管理に関与していたからである。村請制の下では、土地が村外のものに質入され、結果として他村に土地が流失するような事態は避けなければならぬことだったからである。近年、質地請戻しの慣行にかんする研究と論議が盛んであるが、渡辺尚志は別なところで、他村への土地移動防止努力を質地請戻慣行などとともにもムラ共同体の「間接的共同所持」に由来する措置として位置づけている。<sup>(30)</sup>すでに述べたように左部は、羽前国桜林村の事例から所有面積で測ったジニ係数と耕地面積で測ったジニ係数とが乖離してゆく傾向を見出し、通常それは「寄生地主化の進展につながりそうであるが、逆に、ここでは村外土地所有者の比率が大きく低下」したという事実<sup>(31)</sup>に注意を向けていた。これは、村請制の下で村外地主の関与を嫌うムラの意向なしには考えられない方向への進展であったといえよう。

それと同時に、もう一つ関心を惹くのは土地貸借の相手が血縁者であった可能性である。幸い奥州下守屋村については、取引相手が血縁者であったか否かのカウントがなされているので、それを紹介しよう。二本松藩の宗門改帳には、各世帯の持高に加えて貸高と借高の詳しい記載があるため、それらが「年々めまぐるしく変化」する様子を個別事例としてみる一方で、一八世紀から幕末にいたる趨勢とその変化を明らかにすることができるのである。

その変化を成松佐恵子が整理した結果によると、貸借件数は時代とともに単調に増加するというわけではまったくなかったことがわかる。一八世紀初頭（二七一年と二四一年）では年当り四〇件程度であった土地賃貸は、その後、急速に減少をし、世紀の中ごろ（一七四九年と七五年）は二〇件前後の水準に、一九世紀初頭（一八〇〇年と二四年）には五件以下にまで落ち込んだ。それ以降、幕末（二八四九年と六九年）になると一〇件弱の水準へ戻したというのが、下守屋村においてみられた一世紀半にわたる土地貸借市場の動向である。ここではなぜこのような変化をたどったのかを詮索しないが、その内訳は重要である。一八世紀初頭では件数の六割が血縁者間の取引であった。世紀の後半に

はそれが二割前後の水準にまで低下したが、幕末にかけて再び約半数が親族間取引となったのである。成松自身は親族間取引の減少を強調しているが、筆者にはその根強さが印象的である。

その要素の一つは分割相続である。分家家族のライフサイクル開始にあたって生ずる土地貸借、正確には本家からの借地というかたちでの土地分与である。先に紹介した喜四郎の場合もそうであった。下守屋村では幕末になっても分家の事例がみられるので、分家のスタートアップとしての土地貸借は重要性を失ったわけではなかったにちがいない。

加えて、何らかの理由で耕地不足に陥ったとき、経済困難への対応策としての借地、あるいはライフサイクルの局面に対応するための借地を本家に頼ることも少なくなかったであろう。村内の有力者が質地関係を通じて土地を集積してゆくということがみられた一方で、親族間を中心とした小規模な土地の貸借関係が、個別のケースでは発生と消滅を繰り返しながらも長期に持続したといえるのではないであろうか。そうであればこれは、神谷智が甲州山梨郡下井尻村における質地関係の分析をして得た結論、同一集落

内や血縁者間のやりとりが第一次的な関係であったという観察と類似の含意をもつ。<sup>(34)</sup>すなわち、もともと地主对小百姓の土地集積は派生的なもので、親類間を含む小百姓相互間の土地貸借が第一義的な関係であり、前者が比重を増すかどうかは地域の歴史と時代の環境等によって規定されていたという結論である。

下守屋村は分割相続が続いていた事例であったので、その相続慣行と地主小作関係にかんしてもう一点付記しておきたい。それは、スタートアップだけではなく、ライフサイクルの後の局面でも土地貸借が起こりえたということである。地方も時代も異なるが、坂根嘉弘の鹿児島についての研究からは、分割相続が人口の高い移動性とも関連していたことがわかる。それゆえ、分家後に他出があったときは、「親族に預けるとか、あるいは一時的に小作に出すという形態で、土地利用面での調整」がなされた場合が少なくなかったのである。鹿児島からの「他出」は県外への移住・出稼が多かったので、その多くは「県外不在地主」となった。ただ、通俗的な不在地主のイメージとは異なり、圧倒的に零細な貸手であった。<sup>(35)</sup>それゆえ、村内で完結しない場合であっても、親族間の土地貸借関係の網の目が密で

あるときにはいわゆる寄生地主制に帰着しないタイプの関係が持続したといえるであろう。

## 五 結 語

以上、わずかな事例からではあるが、地主小作関係と土地貸借市場にかんする友部仮説の実証的な検討をしてきた。その検討結果からは、「寄生地主による土地収奪の手段としての小作化だけが問題になるのではなく、農村生活の日常性のなかに、取引される目的、選択できる相手、そして絶え間ない取引の必要性を満たす土地用益（権利）権取引としての小作化」もまた重要であって、それゆえに「これら三つの要件を満たす土地取引の舞台は、同じ村落、あるいはせいぜい近隣の村落を含む比較的狭い地理的範囲にらざるをえないだろう。そうだからこそ、「土地市場」には人間関係や家関係に起因する種々の関係性が付きまわっているように見えたのである」という友部の言明は、おおむね首肯できるといってよいであろう。<sup>(36)</sup>

もつとも、さらに詰めなければならぬ論点は少なくない。ここでは近代への展望を念頭に、以下の三点を指摘したい。



第一に、右のようにまとめることができたとしても、そこから「絶え間ない取引」が日本の農村土地市場を特徴づけるといつてよいかどうかは別問題であろう。近代史の側からは、長期安定的な地主小作関係こそが日本の土地貸借市場の特質という見解が表明されているからである。もつとも従来の研究では小作期間への関心も十分であったとはいいがたいが、坂根嘉弘が岡山県の統計によつて示すところでは、二〇年以上が五七%にも達し、三〇年以上も三七%であったといふ<sup>37)</sup>。一〇年余のあいだに七、八割の小作人が入れ替わつていた花熊村の場合とは大きな違いである。これは、地主制の拡大、すなわち大規模土地所有者のもとへのさらなる土地集積という趨勢と小規模土地所有者間の絶え間ない土地取引との関連を問うている。大規模土地所有者への土地集積という趨勢は、近世にあつてもたしかに存在した。それは、経済困難に陥つた農家による耕地の質入、質流れ、小作化という流れの帰結である。甲州下井尻村の研究で指摘されているように、地域の歴史と時代の環境によつて結果は大きく左右されたので、その趨勢が小規模土地所有者相互間の小作関係を圧倒したところもあつたにちがいない。と同時に、その土地集積がもつ不安定化効

果を抑止しようという力が絶えず働いていたことも指摘されるべきである。近年研究の進展が著しい、ムラ共同体による質地請戻慣行や他村への土地移動防止努力はその一例とみることができるといふ。それゆえ、全体としてみれば、大規模地主への土地集積が顕著に進むこととなつたのは明治になつてからといつてよいであろう。維新の制度改革、とくに法制面での変革が決定的な役割を演じたことは想像に難くない。実際、それ以降、第一次世界大戦ころまでは小作地率と小作人割合の上昇が続いたのである。しかし、その趨勢が農民層の分解を促し、土地なし層を生むということにならなかつたのも事実である。新たに成立した地主对小作の關係もまた、結局は家族労働によつて耕作を営む小規模農家を存続させるという機能を果たしたように思われる。その場合は、長期にわたる安定した地主小作關係が重要となつたのではないであらうか。この点で興味あるのは、減免付の定額小作料制度である。両大戦間の時代になると、純粹の定額（定免）でもまた定率（刈分）でもない、減免付の定額小作料制度が「普通小作」と考えられていた。小作料率の水準は高いが、減免慣行がセーフティネットの役割を果たし、定額のゆえ生産性向上へのインセンティブ

を減殺しない仕組である。その成立は維新以降というのが坂根の推測で、「幕末・維新时期まで地代現象として多分に刈分的色彩を帯びていた小作制度が、おそらく村請制度廃止を契機にして、明治中後期までに、よりいつそう「普通小作」へと再編されていった」のではないかという<sup>(38)</sup>。その背景には旧幕時代以来の地域レベルでの信頼関係の存在があった可能性があり、それは径路依存を示唆するが、同時に、明治以降の変化の大きさをも物語っている。こう考えれば、長期安定的な関係という近代地主制の特質が、本稿でみた花熊村からの発見事実と異なるにいたったことも理解できよう。

第二は、小規模土地所有者間の土地貸借を市場と呼ぶことの意味と意義である。たとえば、その重要な構成要素であった親族間の土地貸借を市場と呼ぶことには疑問もあろう。とくに下守屋村でみた分家のスタートアップのような場合には、である。周知のごとく、有賀喜左衛門は小作制度の起源を親方作人からの子方作人の請作に、すなわち本家分家関係にみている。その有賀が取上げた青森県のある調査によれば、名子が分家をした際には、土地は「無料にて貸付ケ、公租公課ノミヲ名子ニ於テ負担」する慣行で

あった<sup>(39)</sup>。すなわち、形式上は「貸付」であったと同時に、小作料に地主作徳は含まないような非常に低い小作料率が設定されていたのであった。この東北の事例はやや極端であったとしても、あるいはそのようなタイプは時代とともに減少するのだとしても、親族間の契約、もう少し一般化すれば「種々の関係性」が付着したところの小規模土地所有者間の土地市場では、小作料率が相対的に低位であった可能性はたしかに高い。しかし、このような小規模土地所有者間貸借のポイントは、経済困難やライフサイクル要因による小規模で一時的な借地需要が頻繁に生ずる一方で、貸手側でも、やはりライフサイクル要因から突発的な理由にいたるさまざまな原因での貸地供給が発生するというところにある。これら需給が調整されるかぎりにおいて、それが親族間であろうと、緊急避難的な貸借であろうと、短期間の契約であろうと、あるいは反復的であろうと、農家経済の主体均衡が達成されるための条件が充たされていたといえる。大規模土地所有者の土地集積が進んだ明治以降であっても、沼田誠がつとに指摘していたように、大正期の農家経済であっても家族周期の律動によって規定されていた面があったのだとすれば<sup>(40)</sup>、小農間の土地取引がなく

なつたわけではなかつたであろう。この認識をもつことによつて、たしかに私たちは近代の農家経済をよりよく理解できるようになる。とくに、兩大戦間の時代に起こつた中農標準化と自作前進という現象の理解は深まるにちがいない。

第三に、そのためには、友部が明示的に語らなかつた点をもう一つ指摘しておく必要があるであろう。友部がいうところの地主小作関係は、歴史上多くの場合、「種々の関係性」が付着した事象として現れた。それは近世のあいだだけではなく、明治以降になつてからでもそうであつただけではなく、明治以降になつてからでもそうであつた。しかし他方で、その地主小作関係が土地貸借市場の産物であつたといふことは、おそらく「種々の関係性」をこえた領域において小さからぬ含意をもつてであろう。それは、その土地貸借が生産要素の市場として機能するという可能性である。たとえば、奥州下守屋村の農民が冷害をうけにくい場所の圃場を一筆借り増したとすれば、それはその農家にとつて生産要素としての土地への投資を意味した。西摂の花熊村の中堅自作農が菜種作を拡張するために新たに耕地を借入れたとすれば、それは市場向の生産を拡大するための土地投資であつた。個々の農家が商業的農業のため

の資源配分を効率化するための手段である。いずれの場合も、買入れることしか方法がなかつたとしたら実現しなかつたであろう経済行動である。土地には売買市場の他に貸借市場が存在したがゆえに、そのメリットを享受できたのである。それは、あまり温情的とはいえないような地主制下においても享受できる性質のメリットであつた。このような土地貸借の存在と機能は――繰り返し述べてきたように――小農社会の分解を抑止し、小農家族を土地に留める働きをしたのであるが、同時に、小農型の農業にあつても生産力水準を向上させ、彼らの稼得能力を高める方向への役割をも果たしたのではないか。この点もまた、強調してよいように思ふのである。<sup>(4)</sup>

本稿を草稿段階で読み、幾多の指摘とコメントをくださった有本寛、大島真理夫、坂根嘉弘の各氏に感謝する。指摘いただいた論点のなかには本稿で十分に活かしきれないものもあつたが、それは他日を期したい。

(1) 友部謙一『前工業化期日本の農家経済――主体均衡と市場経済――』(有斐閣、二〇〇七年)。

- (2) チャヤノフは、今日の開発経済学がいうところの「ハウスホールド・モデル」の先駆者といえる。黒崎卓『開発のミクロ経済学』（岩波書店、二〇〇一年）、および尾関学・佐藤正広「戦前日本の農家経済調査の今日的意義」『経済研究』第五九巻一号、二〇〇八年）五九〜七三頁を参照。
- (3) A. V. Chayanov on the *Theory of Peasant Economy*, ed. D. Thorne et al. (Manchester: Manchester University Press, 1966)；ㄱ ㄷ ㄹ M. Sahlins, *Stone Age Economics* (New York: Aldine, 1972)；山内昶訳『石器時代の経済学』（法政大学出版局、一九八四年）。
- (4) 友部、前掲書（註1）、とくに一四、八一、一五四〜六、二一五〜六頁を参照。
- (5) 経済史上における土地稀少化の意味と意義にかんしては、大島真理夫編『土地希少化と勤勉革命の比較史』（ミネルヴァ書房、近刊）を参照されたい。
- (6) 徳川時代の農家には副業へ従事するという選択もありえた。実際、副業を考慮にいたれた統計分析では、相関関係はやや複雑となるが、それでも農家の副業従事にも、家族周期による世帯の消費ニーズの変化が無視できない影響を及ぼしていたということがいえるのである。
- (7) 友部、前掲書（註1）、一八二〜三頁。しかも、副業がある場合のほうが相関関係はより安定的であった。
- (8) 同書、一五四頁。農村における小作関係の拡がりが農民層の分解と離農の抑止効果をもったのではないかとい
- うことは、A. Booth and R. M. Sundrum, *Labour Absorption in Agriculture* (Oxford: Oxford University Press, 1985), p. 145で示唆されている。新保博・斎藤修「概説 一九世紀へ」（新保博・斎藤修編『近代成長の胎動—日本経済史2—岩波書店、一九八九年）五一〜三頁、斎藤修『比較経済発展論—歴史的アプローチ—』（岩波書店、二〇〇八年）一九八〜二〇〇頁をも参照。
- (9) 友部、前掲書（註1）、八一、二一五〜六頁。
- (10) 同書、一四頁。
- (11) 同書には、考えられるもう一つの要件、すなわち市場において価格（小作料率）は伸縮的であったかという点については若干のヒントが与えられている。小作料の長期時系列の推計を提示したあと、著者はその小作料率水準が非常に長いこと安定的で、事実上の定率小作制であったこと、「真の水準低下とよびうる変化は、明治維新期にはなく、一九二〇年代に起きた」（一九五頁）、その背景には、「市場参入機会」の増加に後押しされた、そして小作争議の頻発に顕われていたところの小作層の交渉力増大があったと述べている（二〇一頁）。ただ、友部の定率小作制説については批判がある。坂根嘉弘「近代日本の小農と家族・村落」（今西一編『世界システムと東アジア—小経営・国内植民地・「植民地近代」—日本経済評論社、二〇〇八年）八三頁、一〇一頁の註44、および有本寛の「書評『経済学論集』（近刊）をみよ。
- (12) 宮本倫彦「小作人は幾人の地主から耕地を借入してい

るか」(『社会政策時報』第二二五号、一九三九年)一四六―五三頁。この調査は協同会が日本農民組合の地方支部を通じて行ったもので、回答数は七九四、うち四六六名が小作人であった。宮本論文はこの四六六のサンプルを分析したものである。ただし、以下で紹介する計算からは三〇名の北海道の小作人を除外する。明治になってからの開拓地である北海道の地主小作関係は、一人当りの借地面積が格段に大きく、また大部分(七〇%)が一人の地主からの借入れということからもわかるように、内地と非常に異なった状況下にあつたからである。

(13) 斎藤、前掲書(註8)、一九九頁をも参照。

(14) 宮本、前掲論文(註12)、一五〇―二頁。やはり北海道を除いての計算である。

(15) 新保博『封建的小農民の分解過程―近世西撰津業種作地帯を中心に―』(新生社、一九六七年)。筆者も新保教授の学問業績をめぐるシンポジウム記録「日本における社会経済史の発展と新保史学」(『国民経済雑誌』第一八九卷一号)において、「市場という観点から徳川時代後半の農村史を書く」とされていた新保先生がこのように「すなわち、地主小作関係とは土地貸借市場にほかならない」と問題提起していれば、その後の農村史、地主制史、ひいては近世史全体の研究動向もだいぶ変わっていたのではないかと述べ、この著作の先駆的な性格には高い評価を下していた(九〇頁)。しかし、より具体的に友部仮説との関連という点からも、新保による花熊村

の分析が重要な手がかりを与えてくれることに筆者の注意を向けさせてくれたのは、大島真理夫の教示によるところが大きい。記して謝意を表する。

(16) 友部も花熊村の事例を検討している。「小作化が家族労作経営を支える範囲内」で進化したというのが、彼自身の言葉による新保の結論の要約である。友部、前掲書(註1)、一五五頁を参照。

(17) ただ新保は、免割皆済帳に記載された貢納高には地主作徳分の一部が混入しているという。原則〇・五石の倍数となるように端数処理がなされたと考えられ、それゆえ、個々の小作人の借受高を正確に算出することは難しい。いいかえれば、個々の農家にかんして、貢納高を高く足し合わせて作高を算出するというようなことは避けなければならないが、後の分析で試みるように、グループリングをした上で貢納高の平均をとり、それを一件当り借入面積の代理指標として平均値の差の検定をするのであれば問題は少ないといえよう。新保、前掲書(註15)、一二七頁、註2。

(18) 同書、二〇九頁。

(19) 同書、二一六―八頁。

(20) 平均値の差の検定(t検定)によれば、二〇石以上の一・六四と一〇石未満の一・一九は五%水準で有意、一〇―一九石の一・九六と一〇石未満の一・一九は一%水準で有意であるが、二〇石以上と一〇―一九石の平均値の差は有意ではない。

(21) 三・五七石と一・三二石の差は1%水準で有意である  
(t検定)。

(22) 成松佐恵子『近世東北農村の人びと―奥州安積郡下守屋村―』(ミネルヴァ書房、一九八五年) 一六二頁。

(23) 渡辺尚志『惣百姓と近世村落―房総地域史研究―』(岩田書院、二〇〇七年) による。

(24) 同書、七三―四頁。

(25) 同書、第一章。

(26) 同書、八七頁。

(27) 成松、前掲書(註21)、一六二頁。

(28) 成松佐恵子『江戸時代の東北農村―二本松藩仁井田村―』(同文館出版、一九九二年) 一五二頁。

(29) 大口勇次郎『女性のいる近世』(勁草書房、一九九五年) 第一―二章。

(30) 渡辺尚志『近世の豪農と村落共同体』(東京大学出版会、一九九四年) 第五章、および同『近世の村落と地域社会』(塙書房、二〇〇七年) 第五章。近世の農村土地問題にかんする研究は、一九八〇年代以降、大きく変貌した。その研究史的整理としては、たとえば神谷智『近世における百姓の土地所有―中世から近代への展開―』(校倉書房、二〇〇〇年) 序章や大塚英二『百姓の土地所有』(渡辺尚志・五味文彦編『土地所有史』山川出版社、二〇〇二年) 二七四―三〇六頁を、また一つの新しい解釈としては、大島真理夫『近世後期農村社会のモラル・エコノミーについて』(『歴史学研究』第六八五号、一九

九六年) 二五―三八頁を参照。

(31) 友部、前掲書(註1)、一五六頁。

(32) 成松、前掲書(註22)、一六七―八頁による。

(33) 二本松藩においては縄引と呼ばれた定期割替慣行があった。下守屋村には少なくとも一七九四(寛政六)年まで実施された記録があり、この慣行と土地貸借の関係について検討する必要がある。土地の文字通りの平等配分は、世帯の家族規模変動による耕地の需給調整の必要性をむしろ増大させた可能性があるからである(定期割替は、チャヤーノフ自身が理論化の際に仮定したことであり、この点は理論的にも興味深い論点となる)。一方で、一八世紀後半のように凶作と飢饉が続く状況の下では、絶家と人口減少、そして「上ヶ地」―耕作の継続ができなくなった土地を藩に返還すること―が起こり、それが土地の村内貸借を一気に減少させたのかもしれない。成松、前掲書(註22)、四七―八、一五四―六〇、一六四頁を参照。

(34) 神谷、前掲書(註30)、第四章。神谷は、一七〇六(宝永三)年と一七一一(正徳三)年の付箋のついた名寄帳から質地関係を洗い出し、甲州下井尻村内の集落別に考察した。それによれば、居住集落中心で、血縁関係のやりとりが無視できない比重をもつ二集落と、血縁者同士の質地関係がまったくみられず、集落内のやりとりも少ない開発の新しい集落とに分かれるという。前二集落の場合、血縁関係型は五分の一のウエイトをもち、かつ居

住集落中心型と重複をしていた(同書、一六九頁)。

- (35) 坂根嘉弘『分割相続と農村社会』(九州大学出版会、一九六六年)一七〇〜八一頁。

- (36) 友部、前掲書(註1)、一四頁。

- (37) 坂根嘉弘「日本における地主小作関係の特質」(『農業史研究』第三三号、一九九九年)二一〜二二頁。この長期安定性命題は、現代バンングラデシュ農村との比較から得られたものである。

- (38) 坂根、前掲論文(註11)、八〇〜九二頁。引用は九二頁より。

- (39) 有賀喜左衛門『日本家族制度と小作制度』(河出書房、一九四三年、未来社版)『有賀喜左衛門著作集』第一〜二巻に収録、一九六六年。引用は、沼田誠『家と村の歴史的地位』(日本経済評論社、二〇〇一年)七〇頁による。沼田は、この有賀の図式は傍系成員(有賀の用語法では住込奉公人も含む)のライフサイクルという観点から解釈できるという(同書、第一章)。

- (40) 沼田誠「大正昭和期の農家経済の一断面―労働・消費の一体的構造に関連させて―」(『農業経済研究』第五九卷三号、一九八七年)、後に前掲書(註39)に第六章として収録。

- (41) 小農家族経済と要素市場という視点については、斎藤、前掲書(註8)、第六章を参照。

友部謙一著『前工業化期日本の農家経済―主体均衡と市場経済―』(有斐閣、二〇〇七年刊、A5判三二〇頁、本体価格四、〇〇〇円)

二〇〇七年度・第五〇回「日経・経済図書文化賞」受賞

(さいとう おさむ・一橋大学経済研究所教授)

〔編集委員会注記〕大島真理夫氏と斎藤修氏の書評は、二〇〇八年六月一四日、大阪経済大学にて著者の友部謙一氏を交えて行われた書評会(第一一回日本経世済民史研究会)での報告を基に執筆していただいたものである。